

令和5年第11回定例教育委員会会議事録

会議室601・602
令和5年9月27日(水)
15時30分～16時50分

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	高 橋 正 明
委員	田 原 知 江
委員	小 野 武 也
委員	京 楽 千恵美

事務局

教育部長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	平 田 潔
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主任	藤 田 崇 文

議	題
三教委議第45号	令和6年度三原市立学校隣接校選択制度の受入人数について（公開）
三教委議第46号	令和6年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度の実施について（公開）
三教委議第47号	三原市学校運営協議会規則の制定について（公開）
三教委報第18号	令和5年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）
三教委報第19号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 令和5年第11回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は高橋委員と田原委員に願います。

それでは、令和5年第10回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記 (令和5年第10回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

安原教育長 議事録の承認については、以上である。

安原教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第45号」から「三教委議第47号」までと「三教委報第18号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

安原教育長 それでは、そのように取り扱う。それでは「三教委議第45号」について事務局から説明願う。

山森学校教育課長 12ページ三教委議第45号「令和6年度三原市立学校隣接校選択制度の受入人数について」説明します。令和6年度三原市立学校隣接校選択制度を実施するにあたり、三原市立学校隣接校選択制度実施に関する要領第5条により、受入人数を次のとおり決定するものです。受入人数については、小学校、中学校ともに資料に提示しているとおりで。提案理由としては、令和6年度三原市立学校隣接校選択制度を実施するにあたり、校区内の児童生徒数及び各小・中学校の施設状況を踏まえ受入人数を決定する必要があるため、この案を提出するものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

高橋委員 昨年度の実績はどうか。

山森学校教育課長 現在、昨年度の実績数が分かる資料を持ち合わせていませんので、別途提示したいと思います。

安原教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第45号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第45号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第46号」について事務局から説明願う。

山森学校教育課長 14ページ三教委議第46号「令和6年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度の実施について」説明します。令和6年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度を実施するにあたり、三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度要綱第5条により、受入人数を次のとおり決定するものです。各学年の受け入れ人数を表に示しています。ただし、令和5年度内に転入学及

び編入学があった場合は数を減じる場合があります。提案理由としては、令和6年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度を実施するにあたり、実施校の特色ある教育活動の推進及び複式学級の定員を踏まえ受入人数を決定する必要があるため、この案を提出するものです。

安原教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第46号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第46号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議47号」について事務局から説明願う。

山森学校教育課長 15ページ三教委議第47号「三原市学校運営協議会規則の制定について」説明します。三原市学校運営協議会規則を次のように制定します。第1条は趣旨、第2条は協議会の目的、第3条は設置、第4条は学校運営に関する基本的な方針の承認、第5条は学校運営に関する意見の申出、第6条は学校運営等に関する評価、第7条は委員の任命、第8条は守秘義務等、第9条は委員の任期、第10条は委員の報酬、第11条は会長及び副会長、第12条は会議、第13条は会議の公開、第14条は協議会の適正な運営を確保するために必要な措置、第15条は委員の解任について、それぞれ定めています。附則には、本規則は令和5年10月1日から施行すること、最初に委嘱された委員の任期は委嘱の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとすること等を記載しています。

安原教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

小野委員 委員は5人で任期は2年ということだが、一度に任期がきて交代となるのか。

山森学校教育課長 同時に交代する場合もあるかもしれませんが、2回を限度に再任可能としていますので、引き続いてお願いするというのもあると思います。

小野委員 全員が一度に代わるというよりは、長く続ける人もいる方が良いと思う。

安原教育長 要望ということでよいか。

小野委員 よい。

高橋委員 16ページの第4条に「協議会の承認を得る」となっているが、承認を得るときの基準は過半数ということによいか。

山森学校教育課長 17ページ第12条第3項に「協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」としていますので、このような方法で承認を得ることになります。

高橋委員 会議自体の開催要件としては、過半数の委員の出席があればよいか。

山森学校教育課長 過半数の出席があれば開くことができるとしているため、5名のうち3名の出席があれば、会議を開催することができます。

高橋委員 仮に3名出席しており、議長以外の残り2名で意見が割れた場合どのように取り扱うことになるのか。

山森学校教育課長 最終的には議長の決するところによります。ただし意見が割れるま

では丁寧な審議の時間を取る必要があると思っています。当然協議の場には校長もいますので、十分な説明をしながら、意見がまとまることが一番だと思います。それでも最終的に意見が割れた場合には議長の決するところによります。

安原教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第47号」について承認することに異議はないか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第47号」は原案どおり可決された。続いて「三教委報第18号」について事務局から説明願う。

石原教育振興課長 20ページ三教委報第18号「令和5年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。令和5年9月5日に開会の令和5年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理しましたので、報告し承認を求めます。提出の議案は4件です。

まず1件目、令和5年度三原市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係部分について説明します。23ページ教育総務一般事務費の補正予算額35万5,000円は学校運営協議会委員の報酬です。市立小中学校において、学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進するコミュニティ・スクール制度の導入にあたり、令和6年4月から先行的に制度導入を行う5つの学校で、学校運営等に必要な支援について協議する合議体の委員を1校当たり5人選任し、運営開始の準備を進めるためのものです。運営協議会委員の報酬額は1回当たり7,100円で、今年度内に開設準備会議を2回開催する予定としています。続いて子ども居場所づくり事業費、補正額105万5,000円ですが、こちらはコミュニティ・スクール制度導入に係る各地域学校協働本部に1名配置する地域学校協働活動推進員の6ヶ月間の活動謝金100万5,000円と文具消耗器材費5万円です。地域学校協働活動推進員の謝金は1時間当たり930円、月当たり36時間を想定して算出しています。

続いて2件目、24ページ三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。先ほどの補正予算で説明したとおり、令和6年4月から市立小中学校にコミュニティ・スクール制度を導入することから、学校ごとにこれを推進するために設置する学校運営協議会委員の報酬を月額7,100円と定めるために、条例を一部改正するものです。

続いて3件目、25ページ三原市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例制定についてです。現在休園中の市立田野浦幼稚園ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の認定を受けて、教育と保育の両方の機能を有する幼稚園型の認定こども園として、令和6年4月1日から再開をするために必要な事項について定める条例を制定するものです。本条例において実施施設を田野浦幼稚園とし、幼児教育に加えて保育、その他地域の子ども養育に関する相談に応じる

子育て支援、延長保育事業、預かり保育を実施することとしています。25から28ページに実施施設、実施する事業、入園の手続、保育料等について規定しています。29ページの附則では、本条例の制定に関連して3本の条例を改正することについて記載しています。

1点目が29ページの附則4三原市保育所設置及び管理条例の一部改正です。こちらは田野浦幼稚園が保育機能を有することから、現在の市立宗郷保育所を同園に移行し、同保育所を廃止するものです。2点目は附則5三原市学校給食費の管理に関する条例の一部改正です。これは田野浦幼稚園で食事の提供を行うことから、同園を条例の中に追加するものです。3点目は附則6三原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正です。これは入園手続きにおける提出資料の省略など、手続きの簡素化を図るために入園手続き等の事務に個人番号を利用できるようにするために、追加するものです。

4件目は32ページ一般財団法人みはら文化芸術財団の経営状況についてです。本件は市が基本財産を100%拠出している、一般財団法人みはら文化芸術財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出したものです。33ページからが令和4年度の事業報告になりますが、芸術文化センターポポロの指定管理者として施設管理を行うとともに、コンサート等の文化振興事業を実施しています。34から37ページに事業の実施状況を掲載しています。37ページの下の方のとおり、令和4年度の実施事業については55事業の計画に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため5件が中止又は延期、その代わりに新規事業を9件追加し、計59件の事業を実施しています。令和3年度の事業実施数は39件でしたので、20件ほど上回る数となっています。令和4年度の収支ですが、38ページに貸借対照表、39・40ページに正味財産増減計算書を掲載しています。その中で当期経常増減額は、79万8,546円の黒字となっています。41ページからは令和5年度の事業計画です。42ページに長寿命化改修工事のために令和5年7月1日から12月28日まで休館と記載していますが、その間も必要な施設の管理を行うとともに、休館期間中は他の公共施設を活用しながら文化振興事業に取り組むこととしています。43から44ページに30件の事業の予定を記載しています。45から46ページに令和5年度の収支予算を記載していますが、休館に伴って指定事業の事業収益が減少します。一方で経費節減等に努めることで、46ページの当期経常増減額は法人全体で0円となっており、収支均衡を計画しています。説明は以上です。

安原教育長 説明を受けた。何か質問はあるか。

高橋委員 みはら文化芸術財団について、33ページに年間利用者数と会員数が記載されているが、前年度より利用者数が6,300人、会員数が243人増となっている。増加した理由は何か。

中川文化課長 33ページは令和4年度の実績です。文化交流事業は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。令和3年度はキャパシティの50%まで入場が規制される等、一番底の状態でした。令和4年度は少しずつ回復してきたという状況です。

高橋委員 関連の質問になるが、会員は年間費を出すのか。

中川文化課長 年会費2,000円で、1年更新です。特典としてはコンサートのチケットが割安で購入できたり、一般販売よりも早めを買えたり、良い席が取れたりします。今年

度については半年間の休館ですので、2,000円の会費を1,000円にして募集していますが、低調となっています。

安原教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第18号」について承認することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委報第18号」は承認された。それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で令和5年第11回定例教育委員会会議を終了する。

16時50分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____